

## 住民自治支援の強化

### 1 地域づくりの推進

住民自治局 地域づくり課

#### (1) 目標

「松本市地域づくり実行計画」に基づき、多様な主体による協働体制の構築や地域力の向上、地域課題の解決に向けた具体的な取組み等を促進、支援することで、35地区の住民自治を基盤とした「松本らしい地域づくり」を推進します。

#### (2) 令和4年度取組みと成果

- ア 市内35地区の地域づくりセンターを中心に、地域包括ケアシステムの構築や地域公共交通の検討、自然災害への備えなど、各地区の課題解決に向けた住民主体の取組みを支援しました。
- イ 地域づくりセンター強化モデル事業を8地区（庄内、島内、芳川、寿、岡田、里山辺、四賀及び奈川）に拡大し、センターの人員体制、予算権限等の拡充を図る試行的な取組みを実施しました。
- ウ 若者の力を地域づくりに生かすため、高等学校の探究学習の支援、大学生の地域活動に対する支援及び信大生と松本市による協働プロジェクト「まつもつと」等、ユースサポート事業に取り組みました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

- ア 35地区の特色を生かした魅力ある地域づくりの推進や、より各地域の実状に即したボトムアップによる政策形成に向けて、地域づくりセンター及びブロック体制の強化が求められます。
- イ 町会役員の高齢化や担い手不足、町会加入率の低下等、地域運営を取り巻く環境が厳しさを増す中、行政からの依頼事項の削減や自治活動の在り方検討など、住民自治支援の更なる充実が必要です。
- ウ 若者が地域で活動する機会を増やし、若者目線の新たなまちづくりの創出や若者の力を地域の活性化につなげていく施策の展開が必要です。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

平成26年度	35地区に地域づくりセンターを開設
27年度	「松本市地域づくり推進交付金」「松本市地域振興事業補助金」制度を創設
29年度	「第2次松本市地域づくり実行計画」を策定
令和3年度	地域づくりセンター強化モデル事業を4地区で開始 「第3次松本市地域づくり実行計画」を策定
4年度	地域づくりセンター強化モデル事業を8地区に拡大

##### イ 統計資料

町会加入率の推移（各年度4月1日現在）

	町会数	住民登録世帯数	町会加入世帯数	町会加入率
平成30	488	104,567	82,285	78.69%
令和元	488	105,151	82,121	78.09%
2	487	105,936	81,834	77.25%
3	487	107,069	81,692	76.30%
4	487	107,518	81,398	75.71%

## 住民自治支援の強化

### 2 市民協働の推進

住民自治局 地域づくり課

#### (1) 目標

「市民活動と協働を推進するための基本指針」に基づき、市民自らが地域課題や社会的課題の解決を目指す市民活動を支援し、協働を推進しながら「市民がいきいきと暮らせる住みよい地域」をつくります。

#### (2) 令和4年度の実績と成果

- ア 市民労力提供に対する原材料等支給事業を25団体に実施しました。
- イ 市民活動団体の日頃の活動内容を広く紹介し団体同士の交流を目的とする「市民活動フェスタ」をオンラインと対面のハイブリッド形式で開催しました。YouTubeを活用し、市民向けの啓発及び団体同士の交流の促進を図りました。
- ウ 「プラチナサポーターズ松本」との協働により、市民の意識を高め、実際の社会貢献に結びつけるプラチナ世代支援事業を実施しました。結成10周年を迎え、記念講演会「草間彌生人と芸術の世界」を開催しました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

- ア 社会情勢の変化とともに担い手不足が叫ばれるなか、市民活動団体のニーズの把握、新たな人材の発掘及び財政的支援を行い、地域と市民活動団体が協働で地域課題を解決していく取組みを推進します。
- イ 「市民活動と協働を推進するための基本指針」の周知を進めるとともに、市民活動が盛んに行われる自由な活動拠点として市民活動サポートセンターの機能の充実を図ります。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

- 平成17年度 市民活動サポートセンターを開設、「市民と行政の協働推進のための基本指針」を策定
- 18年度 松本市市民活動推進委員会を設置、市民協働事業提案制度を創設
- 19年度 市民活動団体金融対策事業（NPO法人夢バンクへの資金貸付による間接的融資）を開始
- 22年度 市民労力提供に対する原材料支給事業を開始、プラチナ世代相談窓口「とまり木」事業を開始
- 24年度 松本市市民活動推進委員会が「市民と行政の協働推進のための基本指針」見直しに向けた「提言書」を市長に提出
- 25年度 「プラチナサポーターズ松本」との協働により毎月1回「プラチナサロン」を開催
- 27年度 松本市市民活動推進委員会が「市民活動と協働を推進するための基本指針」に関する提言書を市長に提出。同委員会が「市民活動と協働を推進するための基本指針」を策定  
市内4ライオンズクラブとの連携協定を締結
- 令和元年度 松本市市民活動推進委員会が第6期の活動をまとめたレポートを市に提出
- 2年度 松本市市民活動推進委員会を廃止し、松本市地域づくり市民委員会と統合
- 4年度 サポセン通信100号（記念号）発行

##### イ 統計資料（市民活動サポートセンター 利用状況）

項目 年度	開館日数 (日)	利用者数 (人)	専用利用件数 (件)	登録団体累計数 (団体)	平均利用者数 (人/日)	平均専用利用件数 (件/日)
R 2	299	8,872	683	313	29.7	2.3
R 3	336	9,469	761	306	28.2	2.3
R 4	336	12,324	821	239	36.7	2.4

## 地域福祉活動の推進

住民自治局 地域づくり課  
健康福祉部 福祉政策課

### 1 地区福祉ひろば管理運営事業

#### (1) 目標

住み慣れた地域において、住民参加による地域住民の生きがい、健康・福祉づくりを進めるため、福祉を中心とした地域づくりの拠点である地区福祉ひろばの事業の充実を図ります。

#### (2) 令和4年度の取組みと成果

- ア 事業は、地区住民を主体とした地区福祉ひろば事業推進協議会に運営を委託しています。
- イ 地域づくりセンター体制の中で、福祉課題を通じた地域づくりを地域づくりセンター、地区公民館と一体となって進めるため、連携強化に取り組みました。
- ウ 地区福祉ひろばの利用者を送迎する地域のボランティア組織に対し、その保険料を補助しました。  
(令和4年度実施 17地区)
- エ 生活総合機能改善機器を全ての福祉ひろばに設置し、利用者の拡大を図るとともに、様々な地域の担い手が機器を活用し、福祉ひろばが住民主体の通いの場となるよう取り組みました。
- オ 新型コロナウイルスの感染予防を徹底したうえで、事業を実施しました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

- ア 地域づくりを一体的に推進する体制を整えるため、令和3年度から地区福祉ひろば管理運営事業は、各地域づくりセンター及び地域づくり課が所管しますが、事業は、引き続き地区住民を主体とした地区福祉ひろば事業推進協議会に委託等をして運営します。
- イ 新型コロナウイルス感染症に合わせ、ひろば事業の実施方法等を見直しましたが、今後も地域の実情に合わせながら、地域住民のつながりの場として事業を実施します。
- ウ 公共施設再配置計画を踏まえて、施設を適正に維持管理します。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

平成 7年度	地区福祉ひろばを3地区（本郷、里山辺、寿台）で開設
14年度	29地区に福祉ひろばを配置完了
18年度	四賀地区、安曇地区、奈川地区、梓川地区の福祉ひろば開設 寿台地区福祉ひろば移転新築
20年度	本郷地区南郷福祉ひろば（地区2館目）開設
23年度	波田地区福祉ひろば開設により、全地区に配置完了
25年度	梓川地区福祉ひろば移転
27年度	松南地区福祉ひろば移転
令和 元年度	鎌田地区福祉ひろば増築
3年度	里山辺地区福祉ひろば移転
4年度	奈川地区福祉ひろば移転

##### イ 統計資料

年 度	ひろば利用延人数（人）	町会健康教室回数（回）	同教室参加延人数（人）
2年度	139,728	165	2,817
3年度	154,647	219	3,777
3年度	185,862	299	5,011

## 地域福祉活動の推進

### 2 地域福祉計画の推進

健康福祉部 福祉政策課

#### (1) 目標

誰もが住み慣れた地域で自分らしくお互いを認め合い、支え合うことができる地域共生社会の実現を目指した取組みを推進します。

#### (2) 令和4年度の取組みと成果

##### ア 地域福祉活動推進事業交付金

地域住民が互いに支え合う地域福祉活動の新たな担い手を育成、確保し、更なる活動の推進を目的として、任意の団体が行う活動を支援する交付金を48団体54活動に交付しました。

##### イ 誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業実施計画の策定

8050問題やヤングケアラーなどの複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある支援ニーズに対応するため、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮などの制度・分野を超えて、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援などを一体的に行う「誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業）」を令和5年度から実施するにあたり、事業実施計画の策定等に取り組みました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

##### ア 地域福祉活動の推進

各地区では地区の実情に応じて、住民主体によるサロン活動やボランティア活動など地域福祉活動が行われています。引き続き、地域福祉活動推進事業に関する交付金等の制度を周知、活用するなどして、団体の活動支援等に取り組みます。

##### イ 誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業

既存分野の相談窓口等で対応が困難な課題を抱える個人や世帯の実態把握を行うとともにリスト化を進め、課題の解きほぐしや支援機関の役割分担、方向性の整理などの調整を行い、包括的な支援体制づくりを進め、組織全体がチームとなって伴走支援を行います。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

平成17年度	地区別地域福祉計画策定
18年度	第1期松本市地域福祉計画策定
23年度	第2期松本市地域福祉計画策定
28年度	第3期松本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定
～29年度	地域包括ケアシステム推進事業（推進3地区でモデル事業）実施 「地域の支え合い活動支援ガイド」作成
30年度	地域福祉活動推進事業に関する交付金等創設
令和3年度	第4期地域福祉計画策定
4年度	誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業実施計画策定



## 地域防災・防犯の推進

### 1 松本市地区町会連合会防犯活動費交付金の利用等

危機管理部 消防防災課

#### (1) 目標

地域における防犯意識の高揚及び自主的な防犯活動の推進を図ることを目標とします。この目標を達成するため、地区ごとに「松本市地区町会連合会防犯活動費交付金」を交付し、経費面から生活の安全確保及び地域の防犯活動をサポートします。

#### (2) 令和4年度の取組みと成果

ア 松本市地区町会連合会防犯活動費交付金支給要綱に基づき、1地区につき10万円を35地区の町会連合会に交付しました。なお、地域づくりセンター強化モデル地区（8地区）については、地域自治支援交付金の一部として同額を交付しました。

イ 第一地区町会連合会には松本市防犯条例第7条第1項の規定により防犯重点地区に指定され、防犯カメラを設置しているため、15万円を加算して交付しました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

ア 刑法犯認知件数は平成14年以降19年連続減少傾向にあったものの令和4年は若干増加しました。その認知件数の内、約7割が空き巣や車上ねらいといった、市民に身近なところで発生する犯罪です。

イ そのため、地区町会連合会が行う防犯活動の必要経費（防犯パトロール用ベストや帽子、会議費、防犯灯の電球等）を交付することで、各地区の創意工夫により幅広く活用されています。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

特殊詐欺の被害が増加していることを受け、平成27年度に松本警察署及び市内関係団体と連携協定を締結し、平成28年度以降も引き続き被害防止対策に取り組みました。

- 平成27年 9月 特殊詐欺非常事態宣言発令（9月4日）  
 12月 特殊詐欺被害防止に関する連携協定締結（12月1日）（松本市、松本警察署、松筑金融機関防犯連絡協議会、松本コンビニエンスストア防犯協会、松本地区タクシー防犯協会、松本商工会議所、社会福祉法人松本市社会福祉協議会）  
 被害防止街頭啓発活動年金支給日（年6回）  
 29年 9月 松本市役所ATMコーナーに特殊詐欺注意喚起装置の設置  
 30年 10月～ 令和元年11月終了特殊詐欺電話被害防止対策機器の高齢者世帯への貸出  
 31年 3月 防犯重点地区（第一地区）防犯カメラ更新3台・増設5台工事竣工  
 令和元年 7月 特殊詐欺被害防止ステッカー配布（18,000枚作成）  
 4年 4月 「特殊詐欺」の名称を「電話でお金詐欺」に変更（長野県警察本部）  
 10月 松本市・第一生命保険(株)との連携協定により「電話でお金詐欺」被害防止ポスター500枚・チラシ5,000枚を作成配付

##### イ 統計資料

特殊詐欺被害防止対策街頭啓発

年度	R 2	R 3	R 4
街頭啓発実施数	1回	3回	8回

2 消費生活相談事業

住民自治局 市民相談課

(1) 目標

消費生活と経済社会との関わり複雑化・多様化に伴い、消費生活相談も複合的で難解なものが増加しています。引き続き、相談体制の整備を進め、消費者被害の防止と減少を目指します。また、消費者市民社会の構築に向けた取組みに努めます。

(2) 令和4年度取組みと成果

- ア 1,093件の消費生活相談を受けました。2名の相談員が助言や斡旋などをおこない、結果、未然防止額やクーリングオフ制度による回復額（返金額）が計約2,000万円でした。
- イ 「広報まつもと」に特集を年2回組み、また新聞情報誌等（信濃毎日新聞社情報誌MGプレス、労政まつもと）に消費生活相談の事例や消費生活情報を掲載することで、消費者被害に関する注意喚起と消費生活相談事業の周知を広く図れました。また新たにSNSによる発信を強めるなど、消費者保護の啓発が市民に浸透できました。
- ウ 出前講座を5回、出前教室を2回実施し、若年者や高齢者に対して消費者教育の推進が図れました。
- エ 消費者被害防止のためのバス側面広告や車内広告、また成年年齢引き下げについての電車内サイネージ広告を実施するなど、公共交通機関を利用した啓発・周知が図れました。
- オ 多重債務者無料弁護士相談会を2回開催し、相談者への解決の一助となりました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 近年、架空請求は減少傾向でしたが、令和4年度に微増となりました。消費者を取り巻く情報通信社会の複雑化や多様化を背景に、商品・サービスの契約トラブルや悪質商法が後を絶ちません。
- イ 消費者の自立を支援するため、中学生向けに実施している出前教室や、地域などへ出向く出前講座などにより、若年者から高齢者まであらゆる年齢層の全ての人々に積極的な消費者教育事業を引き続き展開していきます。また、身近に相談できる消費生活センターの周知にも力をいれます。
- ウ 県消費生活センターや県内各市消費生活センターと情報共有し、消費者生活相談の解決に向けた情報の蓄積や活用に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成16年度 消費生活相談窓口を新設
- 17年度 松本市消費生活センターに改称
- 22年度 全国の相談状況がわかる「全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO - NET）」の運用開始
- 27年度 松本市消費生活センター条例を制定

イ 統計資料

相談件数の推移

(単位：件)

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
相談件数	1,208	1,286	1,473	1,407	1,153	1,056	1,093

## 地域防災・防犯の推進

### 3 自主防災組織の結成促進及び組織の活性化

危機管理部 危機管理課

#### (1) 目標

「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識のもとに、地域住民の一人ひとりが、大規模災害発生時に相互に協力して組織的に活動を行うことを目的に、町会を単位とする自主防災組織の充実や活性化に向けた支援を行っています。

#### (2) 令和4年度の取組みと成果

##### ア 自主防災組織防災活動への補助

自主防災組織への防災資機材等の購入や地区が行う防災訓練に対する補助金を交付しました。  
(令和4年度交付実績交付件数 105 件、金額 11,090,467 円)

##### イ 出前講座の開催

自主防災組織の活性化、防災知識の普及等のため出前講座を開催しました。  
(出前講座等：開催数 53 回 参加者 2,826 人)

#### (3) 現状の分析と今後の課題

自主防災組織防災活動支援補助金により、防災資器材の更新、充実が図られています。また、防災訓練及び避難所運営訓練、出前講座に取り組む組織では、地域での防災・減災に対する備えと意識の醸成が進み、組織の活動も活発になっています。

これまで、コロナ禍により活動が停滞していた組織、従来から補助金制度、出前講座等を活用していない組織もあることから、防災連合会等を通じて制度の周知を行います。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

平成 27 年度 除雪機の購入に対して、利用年数による上限額を撤廃し補助額を拡大  
30 年度 出前講座メニューを見直し（避難所運営ゲーム HUG 導入）  
以降 出前講座メニューの多様化（避難所運営ゲーム「HUG」クロスロードゲーム、簡易図上訓練 DIG 導入）

##### イ 統計資料

自主防災組織防災活動支援補助金交付状況・出前講座の開催状況

		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
防災資機材補助（町会）		100 件	101 件	94 件
避難所運営訓練補助 （地区・避難所運営委員会）		5 件	5 件	8 件
除雪機補助（町会・地区）		3 件	1 件	3 件
交付金額（合計）		12,006,161 円	9,793,070 円	11,090,467 円
出前講座	件数	25 件	36 件	53 件
	参加者	932 人	2,512 人	2,826 人

## 働き盛り世代の移住・定住推進

### 1 まつもと住まい誘致プロジェクト事業

住民自治局 移住推進課

#### (1) 目標

活力あるまちづくりを推進するため、都市部に居住する「ふるさと暮らし」に関心のある人に向けて松本市の魅力を発信するとともに、移住希望者の相談・受入体制の充実を図り、本市への定住化を促進するものです。

#### (2) 令和4年度の取組みと成果

- ア 移住希望者のサポート体制を強化するため、オンラインを活用した相談業務を実施しました。  
(オンライン移住相談件数 52 件)
- イ 移住セミナーに参加し、松本市の様々な情報を発信するとともに、働き盛り世代の移住者増を目的とした就活・転職セミナーや、企業説明会などを開催しました。  
(オンライン・現地移住セミナー 9 回 オンライン転職セミナー 2 回 オンライン企業説明会 3 回)
- ウ こうした取組みの結果、行政サポートによる松本市への移住者は、45 世帯 90 名となりました。
- エ 国・県と連携して実施する U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金について、移住した子育て世帯に対し、子ども 1 人当たり 30 万円の補助金額を加算しました。(交付件数 47 件)

#### (3) 現状の分析と今後の課題

テレワークの普及により、転職なき移住が可能になるなど、移住スタイルに変化が生じていることから、移住に対するニーズが高まり、移住相談件数や移住者数が増加傾向にあります。松本市が引き続き移住先として選ばれるよう、多様な移住スタイルに応じた情報発信の重要性が増しています。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

- 平成 18 年度 政策課（現総合戦略室）に移住相談窓口を設置
- 19 年度 移住セミナーや個別移住相談など、大都市圏（東京、大阪等）での情報発信を開始
- 令和 元 年度 転職支援会社と連携した移住者支援を開始（転職セミナーや転職個別相談等の実施）  
ふるさと回帰支援センター（東京）に松本市の移住情報発信ブースを常設（7 月～）  
課公式 LINE による情報発信を開始
- 2 年度 教職員住宅の空室を移住希望者に貸し付ける短期限定住宅貸付事業を開始  
移住相談希望者の利便性向上を図るためオンラインによる移住相談業務を開始  
若者の移住促進を図るため信州大学寄付講義「松本の魅力発見ゼミ」を開講  
課公式 YouTube チャンネル及び Instagram による情報発信を開始

##### イ 統計資料

行政サポートによる世帯主年代別の移住者数（平成 19 年度～令和 4 年度までの累計）

年 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代～	合 計
世帯数	32	118	64	45	58	11	328
人 数	53	274	139	88	102	16	672
世帯割合	9.8%	36.0%	19.5%	13.7%	17.7%	3.4%	-



## 多様な人権・平和の尊重

### 1 平和の尊重

総務部 平和推進課

#### (1) 目標

世界の恒久平和と核兵器廃絶の実現を目指す松本市平和都市宣言の理念のもと、平和の大切さや命の尊さを次世代に語り継ぐ取組みを進めるものです。

#### (2) 令和4年度取組みと成果

- ア 第27回松本市平和祈念式典の開催（8月15日、約100人参加（規模を縮小して開催））  
黙とう、平和都市宣言朗読、小中学生による平和への思い発表など
- イ 平和推進活動補助金の交付（通年、交付実績5件）
- ウ 松本ユース平和ネットワーク事業
- エ 第32回広島平和記念式典参加事業
- オ 第1回松本市平和三行詩コンクールの開催（応募人数102人、応募総数202作品）

#### (3) 現状の分析と今後の課題

- ア コロナ禍で中止していた事業については、開催方法等を見直して実施しました。
- イ 昨今のウクライナ情勢を受けて、市民の平和に対する関心は高まっていますが、戦後78年が経過し、若い世代へ戦争の記憶を継承することが必要であると考えます。
- ウ 今後も、若い世代の関心を引く取組みに重点を置き、インターネット平和資料館「まつもと平和ミュージアム」の充実、オンライン平和講話や平和三行詩コンクールなど、時代に即した平和推進活動を実施します。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

昭和 61 年度	松本市平和都市宣言（昭和 61 年 9 月 25 日宣言）
63 年度	日本非核宣言自治体協議会（事務局：長崎市）に加盟
平成 3 年度	第 1 回松本市広島平和記念式典参加事業実施（以降、毎年実施）
8 年度	第 1 回松本市平和祈念式典開催（以降、毎年開催）
20 年度	平和市長会議（事務局：広島市）に加盟（平成 25 年平和首長会議に改称）
23 年度	第 23 回国連軍縮会議 in 松本を開催
26 年度	第 4 回平和首長会議国内加盟都市会議を開催
27 年度	「平和の灯」点火式の開催（戦後 70 周年平和祈念事業）
28 年度	日本非核宣言自治体協議会総会・研修会を開催。松本ユース平和ネットワーク発足
令和 2 年度	日本非核宣言自治体協議会の役員自治体に就任

##### イ 統計資料

項目	R元	R2	R3	R4
平和推進活動補助金の申請（交付）件数	10 件	7 件	4 件	5 件
平和祈念式典参加者数	約 800 人	約 100 人	約 100 人	約 100 人
まつもと平和ミュージアムのアクセス数（累計）		1,141 回	5,436 回	12,066 回

2 人権尊重の推進

住民自治局 人権共生課

(1) 目標

一人ひとりの人権が尊重され、多様な個性と人権が尊重される地域社会の実現を目指します。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 松本市差別撤廃人権擁護審議会の開催
- イ 松本市企業人権啓発推進協議会による各種講演会、講座等の開催
- ウ 松本市地区人権啓発推進連絡協議会による各種講演会、講座等の開催
- エ 人権を考える市民の集い開催
- オ 人権ポスター展の開催

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 企業におけるパワーハラスメントや、地域においてマイノリティである外国人などに対する偏見や差別など、依然として解決すべき人権問題が存在しています。
- イ インターネットの普及に伴い、個人に対する匿名での誹謗中傷など、差別が複雑化しています。
- ウ 部落差別、ハンセン病患者等に対する差別について、歴史を学び、差別が不適切であることを理解する必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 昭和44年 松本市同和対策審議会条例施行
- 昭和52年 松本市同和教育推進連絡協議会会則施行
- 昭和57年 松本市企業同和教育推進連絡協議会規約施行
- 平成11年 松本市部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃と人権擁護に関する条例施行
- 平成12年 松本地区人権啓発推進連絡協議会則施行  
松本市企業人権啓発推進連絡協議会規約施行
- 令和5年 差別をなくし多様性を認め合うまちまつもと条例施行

イ 統計資料

項目	R 2	R 3	R 4
松本市企業人権啓発推進協議主催会講演会等参加者数	中止	159	126
松本市地区人権啓発推進連絡協議会講演会等参加者数	1,692	2,212	2,772
人権を考える市民の集い参加人数	中止	279	92
人権ポスター展出展数	中止	86	83

1 男女共同参画推進事業

住民自治局 人権共生課

(1) 目標

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の形成に向けた施策を推進します。

(2) 令和4年度 of 取組みと成果

- ア 松本市男女共同参画推進委員会の開催（年3回）
- イ 第5次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画の策定
- ウ 生理用品の無償提供、管理可能な公共施設トイレへの生理用品設置
- エ 性的マイノリティ専門相談窓口設置、性の多様性小・中学校講座実施

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 家庭においての性別役割分担意識は解消の方向に動いていますが、社会全体において固定的な性別役割分担や無意識の偏見・思い込みが存在しており、意識改革に向けたさらなる取組みが必要です。
- イ 理工系分野への女性の進出が少ないため、当該分野への興味・関心を持つ女子学生を支援する取組みを引き続き行う必要があります。
- ウ 性の多様性に対する理解の拡大に向けて、相談対応の充実や講座等を通じた啓発活動に取り組む必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 15 年 3 月 第1次松本市男女共同参画計画策定（計画期間：平成 15～19 年度）
- 15 年 6 月 松本市男女共同参画推進条例公布・施行
- 28 年 10 月 地方創生総合戦略「仕事と家庭の両立支援事業」実施
- 令和 元年 3 月 地方創生総合戦略「仕事と家庭の両立支援事業」終了
- 3 年 4 月 パートナーシップ宣誓制度開始
- 3 年 11 月 男女共同参画計画・人権に関する意識調査
- 5 年 1 月 第5次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画策定  
（計画期間：令和 5～9 年度）

イ 統計資料

審議会等における女性委員の参画状況

（単位 %）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
行政委員会（自治法 180 条の 5）	20.0	21.3	21.3
法律・条例により設置されている審議会等	22.2	21.7	24.7
要綱等により設置されている委員会等	25.3	26.5	23.4
法律に基づいて設置されている委員	72.4	72.9	72.3
全 体	33.4	34.0	34.0

## 2 男女共同参画推進（その他の啓発・相談事業）

住民自治局 人権共生課

### (1) 目標

第4次松本市男女共同参画計画に定めた6つの施策分野における男女共同参画推進に係る施策及び労働や教育分野などにおける女性活躍を推進する施策を実施します。

### (2) 令和4年度の実施と成果

- ア 男女共同参画を進める市民のつどい・まつもとの開催
- イ 電話相談・面接相談・女性弁護士相談・男性相談員による男性相談の継続実施
- ウ 広報まつもと特集ページやニュースレターで意識啓発を実施
- エ 女性センター、トライあい・松本での各種講座の開催、図書貸出し等学習機会の提供の継続実施

### (3) 現状の分析と今後の課題

- ア 女性センターとトライあい・松本を統合し、ジェンダー平等を主眼にした年代や性差にとらわれない拠点施設としてリニューアルに向けて整備を進めます。
- イ 家庭・夫婦・生活・地域の人間関係の悩みなどについて、専門相談員による電話・面接相談を実施します。
- ウ 女性センターの認知度が低く、利用団体や利用者の減少が見られるため、専用ホームページを新設し、情報発信を強化します。

### (4) 現在までの経過と統計資料

#### ア 経過

昭和47年	4月	働く婦人の家開館
平成11年	4月	女性センター開設
15年		「働く婦人の家」から「トライあい・松本」に名称変更
20年		「女性センター」の愛称を「パレア松本」に決定

## 国際化・多文化共生の推進

### 1 国際交流事業の推進

住民自治局 人権共生課

#### (1) 目標

市民参加による海外姉妹・友好都市との交流を進めるとともに、市民の国際理解の促進や国際感覚に優れたグローバルな人材の育成に繋げるものです。

#### (2) 令和4年度の実施と成果

スイス・グリンデルワルト村（姉妹提携50周年記念事業）

##### ア オンライン交流事業

日程 令和4年4月20日（水）、グリンデルワルト観光局、松本市民等参加  
内容 グリンデルワルト村の中学生と松本市の中学生がオンラインで交流  
グリンデルワルト村の紹介をオンラインで配信

##### イ 公式訪問団受入事業

日程 令和4年10月18日（火）～21日（金）、グリンデルワルト村民17名  
内容 松本市長表敬、市内視察、上高地視察等

##### ウ 公式訪問団派遣事業

内容 グリンデルワルト村長表敬、関係機関訪問等  
⇒コロナウイルス感染拡大防止のため中止

#### (3) 現状の分析と今後の課題

市民が海外姉妹・友好都市を身近に感じられるイベントやホームページ・パンフレットで周知を積極的に行い、国際的な感覚や意識を高めるきっかけを創出することが重要です。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

昭和33年11月29日	ソルトレークシティ・松本市姉妹都市提携
平成元年11月17日	カトマンズ市・松本市姉妹都市提携
7年3月21日	廊坊市・松本市友好都市提携
17年5月16日	グリンデルワルト村交流継続合意 ※昭和47年4月20日旧安曇村姉妹都市提携
27年7月14日	高雄市・松本市「健康・福祉・教育分野の交流に関する覚書」締結



## 国際化・多文化共生の推進

### 2 多文化共生・多文化共生プラザ運営

住民自治局 人権共生課

#### (1) 目標

国籍や文化の違いを認め合い、交流を深めることで多様性が尊重され、誰もが地域社会の一員として活躍できる多文化共生のまちを目指します。

#### (2) 令和4年度の実施と成果

##### ア 多文化共生

(ア) 多文化共生推進協議会の開催

(イ) 多文化共生キーパーソン登録者 94 名、キーパーソン研修会実施（41 名参加）、出前講座実施（4 回）、オンライン日本語教室の開催（延べ 20 回 187 名参加）

(ウ) ポルトガル語相談の実施、多言語生活ガイドブック・防災ハンドブックの利用促進（二次元コード付案内の配布）、庁内通訳派遣・文書翻訳の実施、災害多言語支援センター設置訓練・防災講座実施

##### イ 多文化共生プラザ

多言語相談（相談件数 1,573 件）、交流イベント実施（延べ 230 名参加）

#### (3) 現状の分析と今後の課題

ア 松本市の外国人住民数は、県内トップクラスであり、国籍も 60 カ国以上と多様です。情報の発信においては、多文化共生キーパーソンを通じた発信や、やさしい日本語の普及・活用を促進します。

イ 人口減少・少子高齢化が進む中、外国人住民も地域社会の構成員としての活躍が期待されます。日本語教育の体制づくり等により、外国人の方にも選ばれるまちづくりに努めます。

ウ 外国人住民の定住化により多文化共生プラザへの相談も複数多岐にわたり、複雑な問題を抱えた相談者もいます。関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援が必要です。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

平成 21 年度	松本市子ども日本語支援センター開設（現：松本市子ども日本語教育センター）
23 年度	松本市多文化共生推進プラン策定（計画期間：平成 23～27 年度）
24 年度	松本市多文化共生プラザ開設
28 年度	第 2 次松本市多文化共生推進プラン策定（計画期間：平成 28～令和 2 年度）
令和 3 年度	第 3 次松本市多文化共生推進プラン策定（計画期間：令和 3～7 年度）

##### イ 統計資料

国・地域別外国人住民数

（単位：人）

	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	ベトナム	ブラジル	タイ	その他	合計	国数
2.12 末	960	937	541	424	344	171	596	3,973	64 カ国
3.12 末	925	897	545	438	342	169	571	3,887	62 カ国
4.12 末	904	904	583	442	325	184	706	4,048	63 カ国